

【はじまりました！！“ジュニア NISA”】

いつもニュースレターをご覧いただきありがとうございます。税務第一部の澤田です。今月は、4月1日にスタートした「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(以下、「ジュニア NISA」)について取り上げます。



★ジュニア NISA とは

一言でいえば、既存の NISA(以下、「NISA」)の「子ども版」です。つまり、**未成年者(0～19 歳)を対象として、年間 80 万円の非課税投資枠内で生じた上場株式等の譲渡益・配当等が最長 5 年間非課税になる制度**です。

- ポイント① ・0～20歳未満が利用対象者、1人1口座1金融機関
- ポイント② ・非課税期間は最長5年間
- ポイント③ ・5年間で総額400万円の非課税投資枠（年80万円×5年）
- ポイント④ ・運用は親権者
- ポイント⑤ ・譲渡・運用益が出ても18歳までは引き出せず

★ジュニア NISA と NISA の比較

	ジュニアNISA	NISA
対象者	0～20歳未満の居住者等 (口座開設年の1月1日において)	20歳以上の居住者等 (口座開設年の1月1日において)
投資主体者	親権者	口座名義人
口座開設可能期間	8年間 (平成28年4月1日～35年12月31日)	10年間 (平成26年1月1日～35年12月31日)
金融機関等の変更	不可(1人1口座のみ)	可(1勤定ごと)
非課税期間	5年間	5年間
非課税投資枠	80万円/年	120万円/年 (平成27年分以前は100万円)
払出制限	あり	—

★ジュニア NISA の活用

《親子で NISA》

両親と子供 2 人のケースでは・・・

NISA 非課税枠	120 万円 × 2 人 = 240 万円	}	家族合計 400 万円/年 を 非課税口座で運用 可能！
ジュニア NISA 非課税枠	80 万円 × 2 人 = 160 万円		

《贈与&運用で“増やす”》

いろいろな贈与の非課税制度と併せて活用すれば、相続対策に加え、移転財産を運用により“増やす”ことが可能です。具体的には・・・

◆ 暦年贈与との併せワザ

→贈与税の年 110 万円の非課税枠を活用し、ジュニア NISA と併せることで「**贈与+運用益**」が**非課税**に！！
(原則としてジュニア NISA 口座への預入れ金 80 万円は贈与税の対象ですが、110 万円以内のため贈与税は非課税。)

◆ 教育資金・結婚子育て資金一括贈与との併せワザ

→教育資金(非課税枠 1500 万円、対象:30 歳未満)、結婚子育て資金(同 1,000 万円、対象:20～50 歳未満)の一括贈与とジュニア NISA をお子様やお孫様に組み合わせることで、相続税の節税効果に大きな効果が持てます！！

以上、今回はジュニア NISA の有効活用という観点からの解説でした。制度の詳細や相続対策の詳しい内容につきましては弊社までお問い合わせ下さい！
(税務第一部 澤田悟史)